

「広島県食品ロス削減の取組方針」の概要

令和6年3月 広島県

1 策定の趣旨

- 食品ロス*は、生産、流通、販売に至るフードサプライチェーンの各段階や、その後の消費段階において、様々な要因により大量に発生しており、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題である。
- 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月1日施行法律第19号）第12条の規定に基づき、県は国の基本方針を踏まえ、食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めることとされている。
- 本県においても食品ロス削減を県民運動として関係者が一体となって進めていくこととし、食品ロス削減の取組を推進していくための取組方針を策定した。

※「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことをいう

2 目指す姿

県民一人ひとりが食品ロス問題を「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移し、多様な主体が連携して取り組むことで、県全体で食品ロスの削減が進んでいる。

3 現状・課題及び取組の方向性

(1) 食品ロスの発生量（令和3年度）

区分	全国	広島県（暫定推計値）
家庭系	244万t (47%)	2.7万t (33%)
事業系	279万t (53%)	5.4万t (67%)
合計	523万t	8.1万t

(2) 食品ロスの発生要因

主な食品ロス		要因	課題	取組の方向性
家庭系	手つかず食品の廃棄	消費期限・賞味期限切れ	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の食品に対する過剰な安全意識 ・食べ残し、廃棄に対する問題意識の不足 ・食品に対する知識不足 	消費者一人ひとりの理解を深め、行動変容を促す ⇒ 4 ①普及啓発・学習の振興等 （食品ロスの発生抑制）
	食べ残し	作りすぎ		
事業系	【製造・卸売】 納品期限が切れた商品	小売への納品期限が短い	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい納品期限（1/3ルール） ・飲食店における食品ロス削減対策の温度差 ・季節や天候に起因する需要予測のズレ 	事業者の取組を支援し、各主体と連携した全県的な取組に繋げる ⇒ 4 ②食品関連事業者等の取組に対する支援 （食品ロスの発生抑制）
	【小売】 青果、惣菜・日配品、外観の悪い食品	<ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限が短くなったものは消費者が買わない ・悪天候で需要予測が外れると多くの売れ残りが発生 		
	【外食】 消費者の食べ残し	<ul style="list-style-type: none"> ・料理の量を調整できない ・会話が主目的の宴会では食べきりを重視していない ・持ち帰れない 		
寄付	寄付できず廃棄	寄付先が分からない	<ul style="list-style-type: none"> ・寄付先が十分に認知されていない ・寄付側の免責のルールが不明確 	食品としての有効活用を促す ⇒ 4 ③未利用食品を提供するための活動支援等
		トラブル発生時の責任リスク		

4 具体的な取組

取組の方向性		具体的な取組
食品ロスの発生抑制	①普及啓発・学習の振興等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対する期限表示の正しい理解の促進 ・消費者及び事業者に対し、<u>外食時の食べきり・持ち帰り等に係る啓発</u> ・消費者に対する事業者が行う商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組についての理解促進 ・食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じた食品ロス削減に関する理解と実践の促進
	②食品関連事業者等の取組に対する支援 【重点取組】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による取組の推進(手前どり、1/3ルールの緩和、<u>外食時の食べきりや持ち帰り等</u>) ・事業者の取組に対する消費者理解の促進 ・アプリを活用したフードマッチングの促進 ・事業者が取り組んでいる消費者啓発活動(手前どりの促進など)、食品ロス対策の横展開の実施
食品としての有効活用	③未利用食品を提供するための活動の支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が安心して食品の提供を行える環境づくり ・災害用備蓄食品の積極的な有効活用
食品ロス発生状況の把握	④実態調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロス発生量の推計方法を確立 ・食品ロス発生量推計の実施 ・本県における食品ロス削減目標の設定

5 各主体の役割

各主体	役割
消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの状況と削減の必要性について理解を深める ・自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する ・食品ロス削減のために自らができることを一人一人が考え、行動に移す ・事業者が行う食品ロス削減の取組を理解して行動する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動から排出される食品ロス削減に努める ・消費者に対して、自らの取組に関する情報提供や啓発を実施する ・食品ロスが発生した場合は適切に有効利用を行う ・食品ロスの削減に十分に取り組んだ上でも生じる食品廃棄物について、再生利用(肥料化、飼料化等)を検討する
関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の関係者等を通じて、食品ロス削減に係る情報提供や啓発を行うことで、県や市町の施策へ協力する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・県は取組方針に基づき、県民運動となるよう各主体と連携・支援し、食品ロス削減施策を推進する。 ・県自らが率先して、食品ロス削減に取り組む
市町	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に最も身近な基礎自治体として、地域における状況を踏まえた、食品ロス削減施策を推進する。 ・市町自らが率先して、食品ロス削減に取り組む。

6 推進体制

事業者、関係団体、市町等と連携・協働し、取組方針を踏まえた食品ロス削減に係る取組を推進する。

事業者・関係団体との連携	ひろしま地球環境フォーラム等を活用した事業者や関係団体との協議の場において、連携・協働して取組を推進する
庁内の推進体制	庁内連絡会議を開催し、関係部局相互の連携や施策の調整を図り、施策を総合的・計画的に推進する
市町の推進体制	広島県環境行政総合調整推進会議を開催し、情報共有や連携を図り、施策を推進する